

関西学院聖和寮 寮則

第1章 総則

第1条 本寮は関西学院聖和寮と称し、関西学院大学学生生活活動支援機構レジデンスセンターが所管する。

第2条 本寮は関西学院の建学の精神であるキリスト教主義教育に則り、学生が互いに協力して学生生活を営むことを目的とする。

第3条 聖和寮生とは、関西学院大学又は関西学院短期大学に籍を有し、所定の手続きを経て入寮を許可された女子学生をいう。

第2章 組織

第4条 本寮に寮生の共同生活を自主自立の精神を持って円滑に運営することを目的として全寮生で組織する自治会を置く。

第5条 自治会は寮監及びレジデンスセンターを顧問に置き、寮運営にあたってその助言を受ける。

第6条 自治会の運営機関として役員会、代表委員会及び委員会を置く。

第7条 寮生は自治会で定めた自治会費を納入するものとする。

第8条 役員会は、寮生自治会に関する企画、庶務、自治会としての対外交渉及び各委員会の総括に当たる。

第9条 役員会の構成員及びその任務は次のとおりとする。

- 1 寮長（1名） 自治会の代表として会務を総括し、議決事項施行の責任を持つ。
- 2 副寮長（1名） 寮長を補佐し、寮長に事故ある時はこれを代行する。
- 3 会計（2名） 自治会費の管理・集金に関する一切の責任を持つ。
- 4 管理（2名） 寮の規則・風紀の管理及び本会の庶務、記録に関する一切の責任を持つ。

2 役員任期は半年とする。

第10条 委員会は次のとおりとする。

- 1 宗教委員会：寮生の宗教生活の向上をはかり、寮内の宗教に関する事項の企画運営に当たる。
- 2 社交委員会：寮生間の親睦をはかり、行事の運営に当たる。
- 3 音楽委員会：寮生の音楽に関する事項及びクリスマス行事（クリスマスツリーの準備、プレゼント交換会の企画・運営及びクリスマス祝会の音楽）を担当する。
- 4 総務委員会：寮内の総務に関する事項を担当する。
- 5 炊事委員会：寮内の食生活に関する配慮や、行事の食事に関する事項を担当する。
- 6 備品委員会：寮内の電気製品や、備品に関する事項を担当する。
- 7 当番表委員会：諸当番表の作成に当たる。
- 8 国際交流委員会：交換学生・外国人留学生の支援及び交流を推進する。
- 9 美化委員会：寮内の共用部分の忘れ物・落とし物及び駐輪場の管理。

第11条 各委員会は、役員会及び他の委員会との密接な連絡のもとに活動する。

第12条 各委員会の委員は、寮生の希望を考慮して役員会にて選出する。

第13条 各委員会は、代表委員を1名選出する。代表委員は各委員会を召集し、その活動の遂行の責任を負う。

第14条 役員及び代表委員をもって代表委員会を構成する。代表委員会において、代表委員は各委員会で話し合われたことを持ちより討議し、その議事を総会、ファミリーアワー又は代表委員会で決

議するか否かを決定する。代表委員会で決議すると決定した議事に関して、代表委員会は、その決議件を持つ。代表委員会で決議されたことは役員が速やかに寮生に報告し、正式にはファミリーアワーに於いて報告される。

第3章 総会

第15条 自治会運営に関する議決機関である。総会は役員選挙及び次の事項を審議する。

- 1 自治会費額の決定
- 2 予算、決算、活動計画
- 3 寮則、心得に関する事項
- 4 その他寮生活に関する事項

第16条 総会は全寮生の3分の2以上の出席をもって成立する。

第17条 総会は役員会・代表委員会が必要と認めた場合に寮長が召集する。

第18条 総会の議長はその都度選出する。

第19条 議決事項は過半数の賛同を必要とし、顧問の同意を得てこれを決定する。

第4章 ファミリーアワー

第20条 ファミリーアワーはより良き寮生活を目指して寮生全員が参加し、互いにいたわり反省を持ち合う場である。ファミリーアワーで話し合われた事項について、大学、短期大学との交渉を必要とした場合（全寮生の過半数の賛成の上）には、レジデンスセンターに提出することができる。

第5章 選挙

第21条 自治会の役員の被選挙権は、原則として寮生活経験1年以上の寮生にある。但し、前期役員選挙に限り寮生活経験1年以内で被選挙権を持つ。

第22条 選挙方法は、出席者全員の希望により任意に定める。

第23条 役員と委員は、兼任できない

第24条 役員及び委員は、原則として引き続き再任できない。

第25条 役員に欠員を生じた場合は、選挙によりそれを補う。

第26条 役員及び委員の任期は1期とする。但し、1年を前期（12月中旬から7月上旬）と後期（7月上旬から12月中旬）の2期に分ける。

第6章 入退寮

第27条 入寮・退寮は「学生寮規程」に定められた所定の手続きを経なければならない。

第28条 入寮選考は、入寮選考委員会が寮生の意見を聴取し、入寮候補者の選考案を作成し、レジデンスセンター長が決定する。なお、自宅から通学不可能な学生を優先する。

第29条 在寮年数は正規の修業年限（大学生4年間、短期大学生2年間）とする。ただし、当該学生が所属する学部もしくは短期大学よりレジデンスセンター長宛に申し出があれば、在寮期間を延長することができる。又、学部を3年間で早期卒業し、大学院に進学した者については1年間引き続き在寮することができる。

第30条 入寮は原則新生及び短期大学から学部への編入学生とする。但し、交換学生はその限りでない。又、欠員がある時は途中入寮を認めることができる。

第31条 原則として途中退寮は認めない。やむなく退寮を希望する場合は、寮長に退寮願を提出し、役員会での審議を経て、レジデンスセンター長と寮監が合議の上、これを退寮させることができる。

なお、当該月分の寮費・食費は納入しなければならない。また、年度末退寮は、当該年度の卒業礼拝・送別会開催日（1月最終週）以降とする。

第32条 本寮則に違反し、また秩序を乱し、他の寮生に著しく迷惑をかけた場合は退寮を命じることがある。

第33条 寮費を3カ月以上滞納した者については、面談を行い、同時に保証人にその旨を伝え、改善が見込まれない場合は退寮を命じる。

第34条 退学及び除籍の場合は、速やかに退寮しなければならない。

第35条 休学の場合は原則として退寮しなければならないが、当該寮生が所属する学部もしくは短期大学よりレジデンスセンター長宛に申し出があれば、在寮を許可することができる。

第36条 国内及び海外の大学からの交換学生については優先的に入寮させる。国内の大学からの交換学生は最大2名とし、海外の大学からの交換学生は大学の計画による。

第7章 入寮費、寮費、管理費、食費及び個室エアコン電気代

第37条 入寮費、寮費、管理費及び食費は別表にこれを定める。

第38条 寮生が短期留学（約1カ月）をする場合は寮費及び管理費を徴収する。中期留学（3～4カ月）及び長期留学（6カ月～1年）の場合は退寮を勧める。在寮を希望する場合は、寮費及び管理費は徴収する。退寮した場合、留学終了後の再入寮は保証しない。空室があり、再入寮した場合は入寮費については免除する。

第39条 海外及び国内の大学からの交換学生の入寮費は、1学期間は1万円、2学期間は2万円とする。また、入退寮する場合の寮費、管理費及び食費は日割り計算（小数点以下四捨五入）で精算する。

第40条 食費の返還は行わないが、本人から申し出があった次の場合に限り返金する。なお、実習の場合は実習終了後1カ月以内に申し出ること。申請が遅れ、3月31日を過ぎると返還はできない。

- 1 大学・短期大学で定められた10日間以上の実習（前後の移動日等は含まない）で、寮で食事をとらない場合
- 2 1カ月以上、長期の病気等やむを得ない事情により、寮で食事をとらない場合
- 3 その他、レジデンスセンター長が必要と認めた場合

第41条 寮生個室のエアコン使用の電気代については、実費を納入することとする。

第8章 各則

第42条 寮生は別に定められた食事時間を守らなければならない。

第43条 寮生が3泊以上の外泊又は帰省しようとするときは、外泊届を管理人に提出しなければならない。

第44条 寮生は次の閉寮期間は在寮することができない。

- 1 8月13日17時～8月21日7時
- 2 12月26日17時～翌年1月5日7時

第45条 寮生は来客者を宿泊させることはできない。

第46条 寮生は年1回、大学・短期大学が実施する健康診断を受けなければならない。健康診断の結果、保健館長が保健衛生上、在寮することが不適切と判断した場合は、退寮又は自宅療養を命ずることがある。

第47条 寮内で飲酒する場合は個室及び談話室に限る。

第48条 寮内・敷地内は禁煙とする。

第49条 寮の備品は大切に取り扱い、万一紛失や破損した場合は、寮生の負担とする。

第50条 寮の日常の運営のために、本寮則とは別に心得を定めることができる。

第51条 この寮則の改廃は、寮生の3分の2以上の同意があり、寮監及びレジデンスセンター長が必要と認めた場合することができる。

附則

1. この寮則は2009年（平成21年）4月1日から改正施行する。
2. この寮則は2012年（平成24年）4月1日から改正施行する。
3. この寮則は2013年（平成25年）4月1日から改正施行する。
4. この寮則は2014年（平成26年）4月1日から改正施行する。
5. この寮則は2015年（平成27年）4月1日から改正施行する。
6. この寮則は2016年（平成28年）4月1日から改正施行する。
7. この寮則は2016年（平成28年）7月27日から改正施行する。
8. この寮則は2018年（平成30年）7月25日から改正施行する。
9. この寮則は2020年（令和2年）4月1日から改正施行する。
10. この寮則は2021年（令和3年）9月1日から改正施行する。
11. この寮則は2024年（令和6年）4月1日から改正施行する。
12. この寮則は2024年（令和6年）12月19日から改正施行する。
13. この寮則は2026年（令和8年）7月2日から改正施行する。

別表

科 目	費 用	摘 要	
入寮費	正規学生	60,000円	入寮時1回のみ請求
	交換学生（1学期）	10,000円	
	交換学生（2学期）	20,000円	
寮費	月額	32,500円	前月払い
管理費	月額	12,700円	前月払い
食費	日額	831円（朝食341円、夕食490円）	前月払い
			朝、夜の2食 年間210日程度 原則として欠食しても返金されない。
個室エアコン代	実費		翌月払い